

## 五戸町図書館内「みらパ」カフェ運営事業者募集要項

### 1. 公募の目的

五戸町図書館（以下「図書館」という。）は平成10年に開園した歴史みらいパーク内に設置され、生涯学習の場として町民に親しまれてきた施設である。

図書館内には、木村秀政ホールが併設されており、これまで訪れた人々に五戸町名誉町民である木村秀政博士の生い立ちや功績をパネル展示等で伝えてきた。しかし、単なる展示だけでは、来場者とのインタラクションやコミュニケーションが不足し、人々の交流・活性化へとは繋がらなかったことから、町では施設の新たな利用方法を模索し、木村秀政ホールの展示物はより多くの人々の目に触れる図書館ロビーへ移設し、元の木村秀政ホールは子どもたちが遊べる遊具を備え、軽食・喫茶を提供できるカフェ併設施設へとリニューアルし、みらパ（以下「みらパ」という。）という名称でオープンする予定である。

みらパのカフェ運営は、人々が気軽に集まり交流して、心地よい時間を過ごすことができるコミュニティスペースとして多くの人に愛され、賑わいの中心となることを目的としている。

町では、みらパにおける施設利用者等の利便性の確保とサービス向上を図るため、カフェ運営事業者（以下「運営事業者」という。）を公募する。

公募にあたっては、企画提案の内容及び応募事業者の技術力・営業実績等について総合的な観点から審査の上、みらパのカフェ運営の趣旨を十分に理解し、飲食物等の提供業務を円滑に遂行することができる、最も適切な運営事業者を選定する。

### 2. 運営施設の概要

(1) 施設名称：みらパ

(2) 所在地：五戸町字館1-1

(3) 運営面積：196.95㎡

(4) うち貸付面積：13.56㎡

(調理スペース10.17㎡+レジエリア3.39㎡)

(5) 図面：別紙1参照

(6) 既設備品：別紙2参照

(7) 施設経費負担区分：別紙3参照

### 3. 契約形態及び貸付料等

#### (1) 契約形態

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づく行政財産の貸し付けとする。

#### (2) 貸付期間

ア 貸付期間は1年間とする。

なお、この期間には、開店準備、閉店に伴う原状回復に要する期間も含むものとする。

イ 運営事業者が運営の継続を希望し、町がこれを適当と認めたときは、次の貸付期間を3年間として更新することができる。その場合において、町は貸付料、共益費（光熱水費）を見直すことができる。

#### (3) 貸付料

月額20,000円（税込み）※開店準備等の期間については無料とする。

#### (4) 共益費（光熱水費）

月額5,000円（税込み）

#### (5) 営業開始

令和7年7月1日（町では7月1日にオープンセレモニーを実施予定）

### 4. 営業条件

#### (1) 営業日

原則として、図書館の開館日に営業すること。（施設のメンテナンス等に伴い臨時休館する場合もある。）

図書館の休館日のほかに、運営事業者において休業日を設定することができる。

#### (2) 営業時間

原則として、午前11時から午後3時までは営業を行うこととし、それ以外の時間については、運営事業者の選択とするので、下表の営業可能時間の範囲内で提案すること。

区分	営業可能時間
火曜日から金曜日まで	午前10時30分から午後6時まで
土曜日、日曜日及び国民の祝日	午前10時30分から午後4時まで

※イベント等行事が開催される場合は、教育委員会及び指定管理者と協議して営業可能時間にかかわらず営業時間を延長することができる。

### (3) カフェの営業

居心地の良いスペースづくりに貢献する飲食サービスを考慮し、具体的なメニュー、価格及びサービス内容について検討し、提案すること。提案にあたっては、カフェ施設内に厨房排気設備がないことから、匂いが強くない軽食及び飲料を主体とすること。

- ・アルコール類の提供は不可とする。
- ・ガス及び裸火の使用は不可とする。
- ・カフェを含み館内は禁煙である。

### (4) イベント企画等

中心市街地という立地を生かし、訪問者や地域住民を集め、賑わいを創出するイベントを積極的に企画し提案すること。

### (5) 町・教育委員会・図書館事業への協力

町・教育委員会・図書館が企画する催し等に積極的に協力すること。

### (6) 運営体制等

運営事業者は、営業が円滑かつ安全に遂行されるよう、食品衛生責任者など業務に必要な資格を取得している者の配置や従業員に対して適切な教育を行い、運営に支障のないようにすること。

運営責任者の連絡先について、教育委員会に報告すること。

### (7) 清掃等管理

営業時間中は、客席や遊び場等の食べこぼし等によるテーブルや床の汚れを適宜、除去すること。また、終業時にも調理スペース、テーブルや床の汚れを除去し、運営施設内は常に清潔な環境を保つこと。なお、客席の床材はノンワックス仕様のため、ワックス材の使用は不可であること。

### (8) 設備の法定点検等への協力

図書館において消防設備等の点検、修繕や工事等が行われる際には、教育委員会及び指定管理者と調整のうえ、協力すること。

### (9) 廃棄物の処理

飲食物等の廃棄物については、回収に努め、法令等を遵守し適正に処理すること。また、廃棄物の処理に係る費用は運営事業者の負担によるものとする。

### (10) 営業状況の報告

運営事業者は、1年間の事業終了後、速やかに1年間の収支実績を含む事業報告書を作成し、教育委員会に提出すること。

(11) 留意事項等

- ① 食品衛生許可をはじめ、営業に必要なものは運営事業者の負担によるものとする。
- ② 害虫が発生することのないよう衛生管理には、細心の注意を払うこと。
- ③ 施設の改修は、原則認めない。ただし、町の承認を得て実施した場合は、退去時に運営事業者の負担と責任において原状回復すること。
- ④ カフェの経営を他者に委託、転貸することは認めない。
- ⑤ 食品衛生法、防災等の法令、その他規則等に基づき、適正に事業の運営を行うこと。また、食中毒等の事故が発生した場合や、販売上のトラブルが発生した場合は、運営事業者が責任を持って処理するとともに、教育委員会に報告すること。
- ⑥ 食品衛生法に基づく営業許可の申請、その他法令が定める諸官庁への申請・届出等については、すべて運営事業者の責任において行うこと。

5. 募集等日程

(1) 募集等日程

募集要項等配布	令和7年4月28日(月)
応募受付期間	令和7年5月1日(木)から 令和7年5月16日(金)まで
プレゼンテーション	令和7年5月下旬
選定結果通知	令和7年6月上旬

(2) 応募の受付について

- ・ 受付期間 令和7年5月1日(木)～16日(金)  
各日午前9時～午後4時
- ・ 提出先 五戸町教育委員会教育課社会教育班  
〒039-1518 五戸町字下モ沢向8-2 町立公民館1階
- ・ 提出方法 郵送又は持参  
郵送の場合は5月16日必着とする。

6. 応募資格

本件に応募できる者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 五戸町内に活動拠点(本社又は営業所等)を有していること。

- (2) 公募の目的を十分に理解し、運営に意欲のある者であること。
- (3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人にあってはその役員が暴力団ではないこと。
- (4) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続の申立てをした者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者を除く。
- (6) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）及び他の法律に基づく処分等を直近過去3年間受けていないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (8) 宗教活動や政治活動を目的とする者ではないこと。

## 7. 応募書類の内容

本件の公募に応募しようとする者は、下記の書類を提出すること。

- ① 応募申込書（様式1）
- ② 事業者概要書（様式2）
- ③ 収支計画書（様式3）
- ④ 企画提案書（様式4）
- ⑤ 誓約書（様式5）
- ⑥ 商業登記事項証明書の履行事項全部証明書、個人の場合は住民票
- ⑦ 定款（個人の場合は不要）
- ⑧ 五戸町町税並びに消費税及び地方消費税の滞納のない証明書
- ⑨ 既に飲食店等の営業をしている場合、監督官庁の許可書の写し
- ⑩ その他会社等を紹介するパンフレット類

※官公署が発行する証明書は、発行後3ヵ月以内のものに限る。

## 8. 選定方法

### (1) 選定委員会

選定に当たっては、五戸町職員等で構成する選定委員会を設置し、委員会事

務局で応募資格の適合性を審査した後、選定委員会に応募書類を示し、書類審査やプレゼンテーションにより、運営方針・提供メニュー、イベント企画提案を総合的に評価し、最も評価の高い応募者を優先交渉者に選定し、2番目に評価の高い応募者を次点者とする。

ただし、選定委員会の審査結果によっては、「優先交渉者なし」又は「次点者なし」とすることもある。

(2) 審査項目

項目	評価事項	配点
①カフェ運営の考え方	施設の設置目的に沿ったカフェの運営方針・基本コンセプトとなっているか。提案が具体的であり、かつ魅力的な内容となっているか。 営業日や営業時間の設定は適切か。	40点
②飲食メニュー・提供サービス	カフェとして魅力的なメニューとなっているか。お客様が利用しやすい価格設定となっているか。お客様への対応やサービスの提供方法は適切か。	20点
③イベント企画等	集客できるイベントを企画し、実施できるか。	10点
④食品衛生・安全管理	食品衛生や安全面の管理体制は整っているか。事件・事故発生時の対応体制が整っているか。	10点
⑤配置人員	従業員の配置は適切なものとなっているか。従業員の確保対策がとられているか。	10点
⑥その他独自提案等	カフェ運営に関する独自の提案があるか。	10点
合計		100点

(3) プレゼンテーション

・予 定・・・5月下旬

※日時、場所等については応募者に別途通知する。

・内 容・・・応募者が、応募書類をもとに事業提案を行い、選定委員からの質疑等を経て審査する。

(4) 選定結果

選定結果については、6月上旬をめどに各応募者に文書で通知する。

(5) 留意事項

提出された書類の内容等に関して、電話等で確認、問い合わせを行うこともある。また、選定後は優先交渉者と事業計画内容の詳細について、改めて協議を行う。なお、提案内容をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではなく、内容の変更について協議する場合もある。

優先交渉者が辞退又は失格した場合は、次点者と協議を行うものとする。

選定結果に対する異議申し立ては認めません。

9. 応募に際しての注意事項

- ① 原則として、応募書類の内容を変更することはできないものとする。
- ② 応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- ③ 応募書類は、理由の如何に関わらず返却しない。
- ④ 応募に関する費用は、全て応募者の負担とする。

10. 問い合わせ先

五戸町教育委員会 教育課 社会教育班

住所：五戸町字下モ沢向8-2 町立公民館1階

電話：0178-62-7965（直通）